



鳥取県告示第四百十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年三月九日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「二・六パーセント」を「二・八パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、二の表中「二・六パーセント」を「二・八パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む）】